

仕 様 書

1 車種及び台数等

・軽油

車 種	台 数
ごみ収集車 6台	8台
連絡牽引車 1台	
パトロール車 1台	

・レギュラーガソリン

車 種	台 数
ごみ収集車 6台	7台
パトロール車 1台	

2 予定数量（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの分）

- ・軽油（JIS・K2204） 19,550ℓ
- ・レギュラーガソリン（JIS・K2202-2号） 10,050ℓ

3 納入場所

受注者の所管するガソリンスタンド

4 給油カードの発行等

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、磁気カードによる給油カードを作成しなければならない。
給油カードには、所属名及び車番（自動車登録番号）を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 受注者は、給油に当たっては本市職員の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。
- (5) 受注者は、給油の際に給油カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。
なお、本市職員が給油するセルフ給油で、8時30分から20時までの間に給油する場合は、車両が提示された給油カードに記載された登録番号の車両であることを確認し、納品書にサイン、押印又は店名の入ったスタンプ等を押すこと。
- (6) 給油から支払が完了するまでの間に、発注者が納品書を紛失等した場合は、受注者は納品書を再発行、又は納品書に代わる書類を発行すること。

5 代金の請求方法

代金は1か月ごと、油種ごとに請求すること。
なお、車両ごとの使用量の内訳書を添付すること。

〔参考〕

経済産業省資源エネルギー庁のURL

「https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/」